

事務連絡
令和6年8月1日

公益社団法人 日本通信販売協会 御中

消費者庁食品表示課

特別用途食品（経口補水液）に関する普及啓発資材の活用について
（周知依頼）

日頃より消費者行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

特別用途食品は、健康増進法第43条に基づき、乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行うことができるもので、その表示について消費者庁長官の許可を受けなければならないと定められています。

経口補水液については、経口補水療法で用いられる病者用食品であることから、特別用途食品の許可対象食品とするよう、令和5年5月に「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年9月9日付け消食表第296号消費者庁次長通知）の一部改正を行いました。

他方で、経口補水液は、一般の清涼飲料水よりも電解質量が多く含まれているため、脱水状態でない場合又は脱水の原因となる疾患等に罹患していない場合に漫然と使用することにより、健康上の問題を引き起こす可能性があり、また、一般の清涼飲料水と製品の容器・形状が類似しているものが多いことから、一般の清涼飲料水と誤認して購入・使用されることを防ぐ必要があります。

以上のような状況に鑑み、特別用途食品（経口補水液）に対する消費者の認知度・理解度向上の取組として、今般、新たに下記の普及啓発資材を作成しました。つきましては、本資材について周知・広報に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

・添付 パンフレット「ご存じですか？経口補水液の知識」

・電子データ掲載先（消費者庁ウェブサイト）

①ご存じですか？経口補水液の知識（パンフレット）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_20240430_07.pdf

②経口補水液ってなに？（動画）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/movie_001



①ご存じですか？経口補水液の知識
（パンフレット）



②経口補水液ってなに？
（動画）

以上

消費者庁 食品表示課
保健表示室
担当 松浦、挽地
TEL：03-3507-8800
E-mail：g.eiyou@caa.go.jp